

令和5年2月7日（火）

「鳴門市旧瀬戸小学校・旧瀬戸幼稚園利活用事業」公募型プロポーザルに関する
質問に対する回答について

ご質問のありました件について、下記のとおり回答します。

記

【質問①】 該当箇所：実施要領 P1

体育館や運動場といった運動施設の地域利用の頻度が高いにもかかわらず、貸付範囲としているのは何故か。

【回答①】 本事業は市有財産の有効活用や維持管理の効率化等を目的にしており、原則として施設全体を利活用の対象範囲としています。

ただし、実施要領 P6 に記載のとおり、対象範囲の中で、利活用が可能なものについて企画提案を行っていただくことも可能としています。

【質問②】 該当箇所：実施要領 P6

「施設は現状のまま引き渡すこととし」とあるが、雨漏りや窓ガラスの破損、インフラ設備等に明らかな不備などがある場合、引渡し前に必要最低限の修繕をしてもらった上での引き渡しを望んでいるが、検討して頂けるか。

【回答②】 施設は現状のまま引き渡します。

利活用にあたり施設改修等の費用が発生する場合もあるため、当初貸付に係る貸付料については無償としています。

【質問③】 該当箇所：実施要領 P6

「施設の引き渡し後の施設の維持管理や修繕、安全性の確保については、利活用事業者が自己の負担で行う」とあるが、校舎、運動施設等において住民の明らかな過失による施設破損などがあった場合の費用負担はどのように考えられているか。

【回答③】 住民の明らかな過失がある場合は、当該利用者の負担になります。

【質問④】 該当箇所：実施要領 P6

当分の間、弊社でのメイン利活用範囲は校舎のみとなることが想定されており、且つスタッフ数名からのスタートとなるため、主に地域住民により利用される運動施設の維持管理（躯体に係わること、草刈り、水銀灯の交換、上下水道の管理、光熱費）まで全て負担することは、人手・時間・金銭的に現実的でないと考えますが、貴市ではどう考えられているか。

【回答④】 本事業は市有財産の有効活用や維持管理の効率化等を目的にしており、地域の意向やニーズにも可能な限り配慮しつつ、民間事業者等による施設の有効活用を期待しています。

なお、仮に利活用範囲を限定して応募した提案者が利活用事業者となった場合、残った範囲の維持管理は本市が行うことを想定しています。

【質問⑤】 該当箇所：実施要領 P8

施設敷地内にある工作物の撤去予定があるとされているが、撤去する工作物を現段階でご教示いただくことは可能か。

【回答⑤】 運動場にある倉庫及び焼却炉の撤去を予定していますが、令和5年度当初予算の成立が前提となります。